

一宮市告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、一宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 16 年一宮市条例第 37 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 1 月 6 日

一宮市長 中野 正康

1 指定管理者の名称

公益社団法人 一宮市シルバー人材センター

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

一宮市高齢者作業センター

名 称	所 在 地
一宮市貴船高齢者作業センター	一宮市貴船 1 丁目 1 番 20 号
一宮市尾西高齢者作業センター	一宮市東五城字備前 12 番地

一宮市高齢者生きがいセンター

名 称	所 在 地
一宮市高齢者生きがいセンター	一宮市木曽川町黒田字西沼 51 番地

3 管理を行わせる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで